

# 5月定例教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和元年5月17日(金) 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第21会議室	
出席者	委員	中室教育長、都築委員、畑中委員、柳澤委員、岡本委員 【計5人出席】
	事務局	黒田補佐、中垣主任、福岡
	理事者	【教育委員会】 中西教育部長、立石教育部次長、福西教育部参事、東畑教育部参事、 廣岡教育部参事、岡田教育政策課長、細川教育総務課長、山田教職員課長、 小林地域教育課長、松浦文化財課長、伊東学校教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、野口保健給食課長、垣見教育支援・相談課長、奥田中央図書館長、今中一条高等学校事務長
開催形態	公開(傍聴人 2人)	
議題	<p>1 議事</p> <p>議案第5号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱又は任命について</p> <p>議案第6号 奈良市社会教育委員の委嘱について</p> <p>議案第7号 奈良市文化財保護審議会臨時委員(史跡名勝天然記念物保存活用部会委員)の解職及び委嘱について</p> <p>議案第8号 令和2～5年度使用奈良市立小学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について【非公開】</p> <p>議案第9号 令和2年度使用奈良市立中学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について【非公開】</p> <p>議案第10号 令和2年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について【非公開】</p> <p>議案第11号 奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱及び任命について</p> <p>議案第12号 奈良市学校給食の管理に関する要綱の一部改正について</p> <p>議案第13号 奈良市教育支援委員会委員・調査員の委嘱又は任命について</p>	

	<p>2 協議事項 「携帯電話・スマートフォンの学校への持ち込みについて」</p>
決定取り纏め事項	<p>1 議事</p> <p>議案第5号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第6号 奈良市社会教育委員の委嘱については、可決した。</p> <p>議案第7号 奈良市文化財保護審議会臨時委員（史跡名勝天然記念物保存活用部会委員）の解職及び委嘱については、可決した。</p> <p>議案第8号 令和2～5年度使用奈良市立小学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第9号 令和2年度使用奈良市立中学校教科用図書選定委員会委員尾委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第10号 令和2年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第11号 奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>議案第12号 奈良市学校給食の管理に関する要綱の一部改正については、可決した。</p> <p>議案第13号 奈良市教育支援委員会委員・調査員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>2 協議事項 「携帯電話・スマートフォンの学校への持ち込みについて」は、情報交換・協議した。</p>
担当課	教育委員会 教育政策課
<b>議事の内容</b>	
教 育 長	<p>定刻になりましたので会議を始めます。</p> <p>小・中学校長につきましては、本日、研修会があり、それに参加しておりますので、出席はございません。</p> <p>それでは、事務局から資料の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>本日の資料は、事前に配付いたしております資料のとおりです。</p> <p>なお、議案第8号、第9号、第10号につきましては、議案審議時に配付させていただきます。</p>

教 育 長	<p>本日の委員会は委員全員が出席をいたしておりますので、教育委員会は成立いたします。</p> <p>ただいまから、5月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は、都築委員、柳澤委員でお願いいたします。</p>
	<p>次に、会議録の確認を行います。</p> <p>平成31年4月18日開催の定例教育委員会の会議録につきましては、会議録署名委員の畑中委員、岡本委員いかがでございますか。</p>
畑 中 委 員 岡 本 委 員	<p>結構です。</p>
教 育 長	<p>それでは、案件に入る前に、本日は林政行様ほか1名の方から傍聴の申し出がございますので、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、2名の傍聴券を交付いたしておりますので報告をいたします。</p> <p>それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内ください。</p>
	<p>それでは、本日の案件に入ります。</p> <p>本日の案件は、議事9件、協議事項1件であります。</p> <p>本日の案件のうち、議案第8号、第9号、第10号は、「人事に関する案件」であるため、非公開として審議をすべきと思いますが、いかがいたしましょうか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>それでは、議案第8号、第9号、第10号につきましては非公開にすることに決定いたしました。</p> <p>なお、これらの案件につきましては、関係課のみの審議といたします。</p> <p>それでは、公開の案件から始めます。</p> <p>議案第5号「奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱又は任命について」、教職員課長から説明願います。</p>
教 職 員 課 長	<p>資料の1ページをごらんください。</p> <p>奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員（案）にあります4名の方々に、再度委員をお願いしようとするものです。こちらの4名の方々は、市長部局に設置しております奈良市職員分限懲戒審査委員会の委員でもあります。なお、任期につきましては令和3年3月31日までとなっております。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

教 育 長	<p>ご意見・ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>教育委員会として教職員の分限懲戒に係る審査委員会を持っておりますので、この委員の委嘱、任命ということになります。メンバーとしては昨年と変わりませんし、市長部局との整合性も保てると思います。よろしいでしょうか。</p>
教 育 委 員	はい。
教 育 長	<p>それでは、ご意見がないようですので、議案第5号「奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱又は任命について」、採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決ましましてご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号は原案どおり可決することに決定いたしました。続きまして、議案第6号「奈良市社会教育委員の委嘱について」、地域教育課長より説明願います。</p>
地域教育課長	<p>社会教育委員が辞任により欠員を生じておりますので、今回新たに廣崎祥子様を委員に委嘱しようとするものです。廣崎様つきましては、2005年から「NPO法人ふらっとスペース金剛」のスタッフになられ、2018年から代表理事を務めておられます。任期は令和2年2月18日までとなります。よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ご意見、ご質問はございませんでしょうか。</p> <p>1人自己都合で退任されましたので、その方の後任ということで同じ組織の中から推薦をいただいているのですね。</p>
地域教育課長	はい。
教 育 長	<p>それでは、ご意見ないようでございますので、議案第6号「奈良市社会教育委員の委嘱について」、採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決ましましてご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号は原案どおり可決することに決定いたしました。次に、議案第7号「奈良市文化財保護審議会臨時委員（史跡名勝天然記念物保存活用部会委員）の解職及び委嘱について」、文化財課長から説</p>

明願います。

文化財課長

資料の1ページに、今回、解職及び委嘱しようとする臨時委員の名簿を載せております。奈良市教育委員会では、文化財保護法に基づいて、条例により文化財保護審議会が設置されております。資料の4ページにありますように、条例の第7条により、審議会には部会を置くことができ、現在、「史跡名勝天然記念物保存活用部会」を設けているところでございます。

審議会の委員は現在13名ですが、資料の2ページの名簿にありますように、そのうちの5人の方が、保存活用部会の委員となっております。保存活用部会につきましては、史跡大安寺旧境内と宮跡庭園の2つにかかわる部会をそれぞれ設けており、それぞれ別の臨時委員が委嘱されているところでございます。

今回は、史跡大安寺旧境内に係る保存活用部会委員のうち、辰市地区自治連合会会長の交代に伴いまして、竹村委員を解職し、土井氏を委員に委嘱しようとするものです。

また、新任としまして、現在、策定中の史跡大安寺旧境内保存活用計画に係り、文化庁より古代史の専門家の必要性を示されましたので、専門家である館野様をお願いし、臨時委員として委嘱しようとするものであります。

審議のほど、よろしくお願いたします。

教 育 長

解職しようとする臨時委員1名と委嘱しようとする臨時委員2名ということの審議でございます。

ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

都 築 委 員

館野先生ですけれども、文化庁のほうから指導があったということですが、こういう指導というのは文化庁からはよくあるのですか。

文化財課長

いえ、今まではございません。文化庁の方にこういうことで計画をつくっているということを話しに行ったときに、委員さんの中に1人、古代史に造詣の深い先生を入れられたらどうですかということで指導がありましたので。

都 築 委 員

臨時委員ではない審議会のほうの委員さんの中には古代史の専門家は。

文化財課長

古代史が特に専門という方はおられません。

柳 澤 委 員

文化庁の指導というと少しきついのではないのでしょうか。今の説明を伺いますと、助言、アドバイスを受けたので、奈良市独自の判断でという趣旨と理解をしています。

教 育 長	<p>私も今改めて課長の説明を聞き、都築委員、柳澤委員の発言をお聞きしますと、文化庁が指導をしたというと何か物凄い落ち度があり指導を受けたというふうに、この文言から見たら受けとめられますが、そうではなく、文化庁を訪ねたときに、入れられたらどうですかみたいな話のようです。</p> <p>指導という言葉が余り適切でなく、誤解を招いているように思いますので、この文言は訂正を加えてください。</p>
文化財課長	はい。指導を助言と訂正させていただきます。
教 育 長	それでよろしいでしょうか。
教 育 委 員	はい。
教 育 長	<p>それでは他にご意見ないようですので、議案第7号「奈良市文化財保護審議会臨時委員の解職及び委嘱について」、採決をいたします。</p> <p>本案につきましては、ただいま申し上げましたとおり、議案書の備考欄ではございますが、「指導」を「助言」と訂正した上で可決することに決しましてご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号は原案どおり可決することに決しました。</p> <p>次に、議案第11号「奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について」、保健給食課長より説明願います。</p>
保健給食課長	<p>本市においては、児童・生徒の結核の健康診断を実施し、結核の早期発見と予防に努め、健康の保持、増進を図ることを目的として、奈良市学校結核対策委員会を設置しております。今回本委員会の委員を委嘱または任命するものです。</p> <p>2ページの規則をごらんください。委員につきましては、保健所長、結核の専門家、学校医の代表、医師会の代表、学校長の代表、養護教諭の代表など8名以内で組織することといたします。任期は、委嘱または任命の日から令和2年3月31日まででございます。</p> <p>各学校の内科健診時に、学校医が問診票により結核対策委員会への報告が必要かどうか判断し、委員会に報告するものとなっております。その判断項目としましては主に6つありまして、</p> <p>1つ目、本人の結核罹患歴、2つ目、本人の予防投薬歴、3つ目、家族などの結核罹患歴、4つ目、高蔓延国での居住歴、5つ目、自覚症状、6つ目、BCGの接種歴などの要項をもとに、毎年約300名の児童・</p>

生徒に対し、精密検査が必要かどうかの判断について結核対策委員会に上がってきており、結核対策委員会が判断しております。

毎年6月下旬に委員会を開催していただき、精密検査が必要な児童・生徒につきましては、夏休み期間中に奈良市総合医療検査センターにて受診いただいております。また、その結果を受け、2回目を11月に開催しており、精密検査対象児童・生徒の結果報告及び今後の対応について協議いただいているところでございます。

参考といたしまして、28年度に委員会のほうに報告いただいた人数ですが、小学校260名、中学校112名、372名の報告で、精密検査の対象者が小学校12名、中学校3名の15名でした。29年度は、小学校233名、中学校94名、327名の報告がございまして、精密検査の対象者は小学校20名、中学校4名の24名です。30年度は、小学校248名、中学校67名、315名の報告がありまして、対象者が小学校16名、中学校3名の19名となっております。

各年度それぞれ精密検査を実施し、受診していただきましたが、全員異常なしという報告をいただいております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教 育 長

何かご質問ございませんでしょうか。

それでは、無いようでございますので、議案第11号「奈良市学校結核対策委員会委員の委嘱又は任命について」、採決いたします。

本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。

教 育 委 員

異議なし。

教 育 長

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案どおり可決することに決定いたしました。それでは次に、議案第12号「奈良市学校給食費の管理に関する要綱の一部改正について」、保健給食課長から説明願います。

保健給食課長

平成26年度に給食費の徴収を私会計から公会計へ移行するとともに学校給食費の徴収システムを導入いたしました。このシステムが5年たちましたので更新し、合わせて過年度分の学校給食費につきましては年度単位で徴収することとし、関係様式も変更するものでございます。

3ページをごらんください。見にくい場合は、原寸大のものを7ページに添付いたしておりますので、そちらをごらんください。

先ほども申しましたように、過年度分につきましては年度単位での徴収となりますが、年度単位で支払うことが困難な者に対し、分納による計画を立てて納付することが出来ることといたします。その様式を今お手元の7ページ、奈良市学校給食費分納計画書兼納付書とし、新規の様式として掲載しているところでございます。

続きまして、4ページをごらんください。

現在、使用しております催告書でございます。催告書につきましては年2回、8月と2月に送付しております。様式に変更はございませんが、文言に変更があります。様式の中ほど、内訳と書いた表の左から2番目、現行のほうでしたら、請求年月と書いてあるところを、改正案では、先ほども申しましたように年度単位の徴収といたします関係上、請求年度と文言が変更になっております。

続いて、5ページをごらんください。

5ページのほうも新規の様式となりますが、この様式のほうは以前の催告書で記載しておりました請求年月の部分を抽出したのになっております。ごらんの奈良市学校給食費過年度債権内訳により、保護者の方がいつの給食費が残っているのか、いつの給食費を払っているのかということを確認していただける様式となっております。

最後に、11ページにつきましては、現在、催告書に同封しております納入通知書でございます。こちらにも納入通知書の文言が変わっており、上から3番目、納入対象となっているところに何年度分という文言が入り、表記が変わることになります。

以上が変更点でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

教 育 長

少しわかりにくい点もあったかと思いますが、様式、書式の変更というのは担当課で工夫をしてくれております。何かご質問・ご意見はございますか。

公会計に移行して5年になりますか。

保健給食課長

はい。

教 育 長

それまでは学校給食会が給食費の徴収管理を私会計で行っていたのを、市が公費で直接徴収管理するというように変更したのですが、滞納は減っていったんですね。

保健給食課長

はい。

教 育 長

毎年繰り越されているということですので、過年度分については年度徴収する。ただし、金額が大きくなってきていますので、一度に払えないという方については分納もあるという対応と、そのための書式がなかったもので、つくるといえることですか。

保健給食課長

はい。

都 築 委 員

分割の回数については金額によって変わるのでしょうか。



保健給食課長	はい。お越しいただき、相談させていただくという形をとろうと思っております。
岡本委員	回収できなければ、ずっと未回収であがっていくということですか。過年度分を年度ごとに合わせて損失処理するようなことはしないで、積みあがっていくのですか。
保健給食課長	今のところは、マニュアルに基づき回収することを前提に考えております。委員ご指摘の損失処理であります債権放棄や不納欠損まではまだ考えておりません。
岡本委員	金額はどのぐらいになりますか。
保健給食課長	29年度の出納閉鎖、30年の5月31日現在で3,029万3,428円ございます。
教育長	1年で大体600万円くらいですか。
保健給食課長	はい。 平成26年度決算では808万4,089円、27年度決算では1,581万1,334円、28年度決算では2,368万9,964円になっております。
岡本委員	これは何年かしたら時効になるのですか。
保健給食課長	時効は2年ですが、保護者の方が申し立てをしていただいで初めて適用されるものです。
教育部長	つまり時効の援用という処理をとるのですが、今は市の独自の会計という形で強制徴収債権ではありませんので、民法上の規定でいくと2年で時効が成立してしまいます。ただ、岡本委員のほうからもご指摘がありましたように、滞納金という形でずっと積み上げていくわけにもいかず、何らかの処理はしなければなりません。今年度、今、延滞金の徴収も含めて、どんな手だてを打つのか、不能欠損処理も含めて検討を行っているところでございます。
教育長	法律の適用もあり、なかなか難しいですが、担当課としてはきちっと処理をしようとしているところですね。
教育部長	はい。中学校給食まで拡大されましたので、滞納額が毎年五～六百万円というのが七～八百万円まで増加しております。それが一部の方に偏っ

	<p>ているような状況も見受けられますので、実態調査をした中でどのような対策を講じれば一番いいのかということについては、もう少し詰めさせていただきたいと考えているところです。</p>
教 育 長	<p>学校の現場にしたら、子供に給食を食べさせないというわけにはいきませんので、そこはやむを得ない現場対応はあります。 どのような対策をとるのかということだと思います。 委員の皆様もそういうことでよろしいでしょうか。</p>
教 育 委 員	<p>はい。</p>
教 育 長	<p>検討状況等につきましては、その都度、またご報告をしていきたいと思 います。 それでは、今回の改正は書式を整えるということでお諮りをしたいと思 います。 ご意見がないようでございましたら、議案第12号「奈良市学校給食費 の管理に関する要綱の一部改正について」、採決をいたします。 本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>それでは、異議なしと認めます。 よって、議案第12号は原案どおり可決することに決定いたしました。 続きまして、議案第13号「奈良市教育支援委員会委員・調査員の委嘱 又は任命について」、教育支援・相談課長より説明願います。</p>
教育支援・相談課長	<p>平成26年度までは奈良市就学指導委員会として、特別な支援を必要と する児童・生徒の適正な就学について調査、審議を行ってまいりました。 審議会等の意見等の見直しで、平成27年度に奈良市教育支援委員会と 名称変更を行い、任期を2年として委嘱または任命をしています。 平成30年度に2年の任期が満了となりましたので、新たに令和元 年度、令和2年度の委員、調査員を委嘱または任命をしようとするもの でございます。 では、名簿のほうをごらんください。 まず、上段の委員でございます。幼稚園長、こども園長、保育園長各1 名、小学校長、中学校長各1名、小学校教頭、中学校教頭、通級指導 教室担当教員、医師、子ども発達センター職員、また、学識経験者として、 奈良教育大学、奈良市手をつなぐ親の会、通園施設から、計19名の 委員であり、内6名が新任となります。 続きまして、下段の調査員でございます。 通級指導教室担当教員、園及び小学校の特別支援教育コーディネータ</p>

	<p>一、小学校の特別支援学級担任、加えて県立養護学校の教員、母子保健課及び子ども発達センターの心理判定員2名に参加をしていただいております。計20名の調査員のうち、10名が新任となります。以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ご意見・ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
教 育 委 員	<p>結構です。</p>
教 育 長	<p>それではご意見がないようですので、議案第13号「奈良市教育支援委員会委員・調査員の委嘱又は任命について」、採決をいたします。本案を原案どおり可決することに決しましてご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>それでは異議なしと認めます。 よって、議案第13号は原案どおり可決することに決定いたしました。</p>
	<p>次に協議に移りたいと思います。 今月の協議事項のテーマは「携帯電話・スマートフォンの学校への持ち込みについて」という大変具体的なことに的を絞って提案をさせていただきたいと思っております。本日の司会進行につきましても私のほうで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
協 議 事 項	<p>2 協議事項「携帯電話・スマートフォンの学校への持ち込みについて」テーマについて意見交換及び協議を行った。</p>
教 育 長	<p>これで、非公開を除く本日の案件はすべて終了いたしました。 傍聴人の方は、ご退席願います。 次に、非公開の案件でございますが、議案8号、第9号、第10号は人事に関する案件であるため、関係部課長以外は退席願います。</p>
非 公 開 案 件	<p>この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とする。</p>
学 校 教 育 課 長	<p>議案第8号「令和2～5年度使用奈良市立小学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について」学校教育課長より概要説明</p>
	<p>&lt;異議なし&gt;</p>

学校教育課長

本件については、原案通り可決した。  
議案第9号「令和2年度使用奈良市立中学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」学校教育課長より概要説明

〈異議なし〉

学校教育課長

本件については、原案通り可決した。  
議案第10号「令和2年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について」学校教育課長より概要説明

〈異議なし〉

教 育 長

本件については、原案通り可決した。

これで、本日の案件はすべて終了いたしました。

ほかに何かご意見、ご連絡等ございませんでしょうか。

それでは、次回6月の定例教育委員会の日程でございますが、議会の開催月であるために変更になる可能性はございますが、6月28日の金曜日午前10時から開催いたしますので、委員の皆様、よろしくお願いたします。

それでは、これをもちまして本日の定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。